

■ 2. 受験申込方法

■ 2-1. 同意事項

案内書をよく読んで、記載されている内容に同意した上で、申し込んでください。申し込まれた場合は、案内書に記載された全ての事項に同意されたものとみなします。

■ 2-2. 受験手数料

- (1) 受験手数料は、**7,500円**です（情報処理技術者試験は消費税込み。支援士試験は非課税）。
- (2) **受理した受験手数料は、理由のいかんにかかわらず返還できません。次回以降の試験への充当もできません。ただし、経済産業省及びIPAの判断で試験実施を中止した場合などを除きます。**
- (3) 領収書は、後日発送する受験票に刷り込みます。領収書を紛失された場合などで再発行（1年以内に限ります）を希望される方は、ホームページを参照してください。
- (4) 地震、台風など、やむを得ない事情によって、経済産業省及びIPAの判断で試験実施を中止することがあります。その場合でも、再試験はできません。試験実施を中止した場合には、受験できなかった方へIPAが定める期間内に受験手数料の返還等の措置を行います¹⁾。ただし、試験中止に伴う受験できなかった方の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
注¹⁾ 受験手数料の返還に当たっては、返還に要する諸費用を差し引く場合があります。

■ 2-3. インターネット個人申込み

申込方法はインターネット個人申込みとなります。団体申込み、願書郵送申込みは行いません。ただし、身体障害者など受験時の特別措置を希望される方のうち、インターネット申込みを利用できない方は、願書郵送申込みを受付けます。詳しくは18ページを参照してください。

インターネット申込みは、ホームページ (<https://www.jitec.ipa.go.jp/>) にアクセスして、申込手順に従って受験者本人が必要事項を入力する方法です。詳細は、ホームページを参照してください。

払込方法

払込方法には、次の三つの方法があります。

- (1) クレジットカード決済
- (2) ペイジー (Pay-easy) による払込み¹⁾
- (3) コンビニ利用による払込み¹⁾

注¹⁾ 払込手数料 (186円) は払込人の負担です。

注意事項

- (1) 申込みの締切直前は、申込みが集中しアクセスに時間が掛かったり、アクセスできなかつたりすることが予想されますので、できる限り早めに申込手続を行ってください。
- (2) 個人申込みの締切は、**7月28日(木)18時**です。理由のいかんにかかわらず、締切後は申込みを受理できません。
- (3) 決められた申込方法に従わない場合は申込みを受理できません。
- (4) 入力される漢字は、**JIS第1水準、第2水準の漢字**を使用してください。
JIS第1水準、第2水準にない漢字を使用された場合は、確認画面で当該文字が“■”になりますので、JIS第1水準、第2水準の漢字に修正して、申し込んでください。
- (5) 氏名に英字は使用できません。氏名が英字の方は、氏名(漢字、カナ)欄はカタカナを使用してください。
- (6) 氏名に現姓と旧姓の併記はできません。
- (7) 旧姓でも受験申込可能ですが、試験当日は本人確認のため、本人確認書類(顔写真付きのもの)の提示を求めることがあります。受験申込時の姓と同じ姓が記載された書類が提示できるようにしてください。
- (8) 合格証書の氏名の印字で、**JIS第1水準、第2水準以外の漢字を希望する場合、受験票の氏名に“■”が印字されていた場合は、受験票の当該文字を必ず「赤」で訂正(かい書で大きく)してください。**

“■”を訂正しない場合は、合格証書の氏名はカタカナになります。

■ 2-4. 申込内容の変更

申込後、申込内容を変更する場合は、7月8日（金）10時から8月4日（木）12時までにはホームページから申請してください。ただし、次の(1)～(3)の変更はできません。

- (1) 別人へ変更すること。
- (2) 試験区分をFE、SGから、他の試験区分へ変更すること。
- (3) 試験区分をAP、高度試験から、FE、SGへ変更すること。

■ 基本情報技術者試験の一部（午前試験）免除の変更について

受験申込後、基本情報技術者試験の一部免除を申請したい場合、又は一部免除申請を取消したい場合は、ホームページからの申請ができません。このため、申込内容の変更期間内に、受験申込みに関するお問合わせ先（裏表紙参照）の問合せフォームから、次の情報を送信してください。

- (1) 受付番号
 - (2) 生年月日
 - (3) 日中連絡がとれる電話番号
 - (4) 「FE一部免除申請の追加」又は「FE一部免除申請の取消」
 - (5) 修了認定者管理番号
 - (6) 現在の氏名が修了認定時と異なる場合は、修了認定時の氏名（カタカナ）
- ※(5)、(6)は一部免除申請の取消の場合は不要です。

■ 転勤によって転居された方の試験地変更について

申込内容変更の締切以降、申込内容の変更は一切できません。ただし、**申込内容変更締切日（8月4日（木））後の転勤による転居のため、申し込んだ試験地での受験が困難な方に限り**、転勤による試験地変更受付期間（9月15日（木）～9月20日（火）消印有効）に、試験地の変更を申請することができます。申請内容を審査の上、変更の可否を通知します。

なお、この試験地変更は、**変更できる席数に限りがありますので、満席になった場合など、申請されても許可されない場合があります。また、申請書類等に不備があった場合は受け付けません。**

詳細は、ホームページを参照してください。

注意事項

申込内容の変更締切日後の転勤による転居のため、申し込んだ試験地での受験が困難な方であり、勤務先から転勤証明書を取得できる方を対象とします。

なお、親、配偶者の転勤によって転居された方も対象となります。

出張、就職、進学など、転勤以外の理由による試験地変更は一切できません。